

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
陳述者	私は、暴力団員等ではありません。 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書き参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所 (フリガナ)
	氏名 (印)
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
陳述者	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書き参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名 (印)
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
2	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
3	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
4	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員は氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期間入札の公告

令和 8年 6月19日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 6日 午前 9時00分から 令和 8年 7月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月17日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月31日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 6月19日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 寝屋川市大成町
地 番 285番40
地 目 宅地
地 積 89.54平方メートル
(現況)
地 目 宅地一部公衆用道路
- 2 所 在 寝屋川市大成町285番地40
家屋 番号 285番40の2
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき3階建
床 面 積 1階 26.61平方メートル
2階 37.80平方メートル
3階 28.08平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 4月24日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物件目録

- 1 所 在 寝屋川市大成町
地 番 285番40
地 目 宅地
地 積 89.54平方メートル
(現況)
地 目 宅地一部公衆用道路
- 2 所 在 寝屋川市大成町285番地40
家屋 番号 285番40の2
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき3階建
床 面 積 1階 26.61平方メートル
2階 37.80平方メートル
3階 28.08平方メートル



令和 7年(ヌ)第 260号
令和 8年 1月13日受理
令和 年 月 日提出
8.2.-2

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 園 久 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 寝屋川市大成町 |
| | 地 番 | 285番40 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 89.54平方メートル |
| 2 | 所 在 | 寝屋川市大成町285番地40 |
| | 家屋 番号 | 285番40の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 26.61平方メートル
2階 37.80平方メートル
3階 28.08平方メートル |



その他の事項

1 表札等の表示

表札一体型郵便受けの表示 所有者の姓 (ローマ字)

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図、建物図面等を参考に適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われるが、現地には境界を示す標識等が揃っておらず、地積測量図が残置計算で作製年月日も古いことから、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地として利用されるとともに、その一部が土地建物位置関係図に示すとおり接面道路の一部として利用されていると思料される。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。
- (4) 目的土地西部にナンバープレートのないオートバイが残置されていた。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、家財道具や日常生活用品等の動産類が少量残置されている。室内の状況（排水の臭気、埃の堆積等）及び近隣者の陳述等から、目的建物は空き家であると思料されたが、郵便受けの滞留状況及び室内に置かれていた郵便物の日付から、郵便物の確認は為されていると思われる。
- (4) 目的建物には、経年相当の劣化、損耗が認められた。

4 その他

当職は、令和8年1月15日及び同月21日に照会文書等を目的物件に差し置き・投函したが、所有者からの回答はなかった。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<input checked="" type="checkbox"/> 近隣者	目的建物は空き家です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果等から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

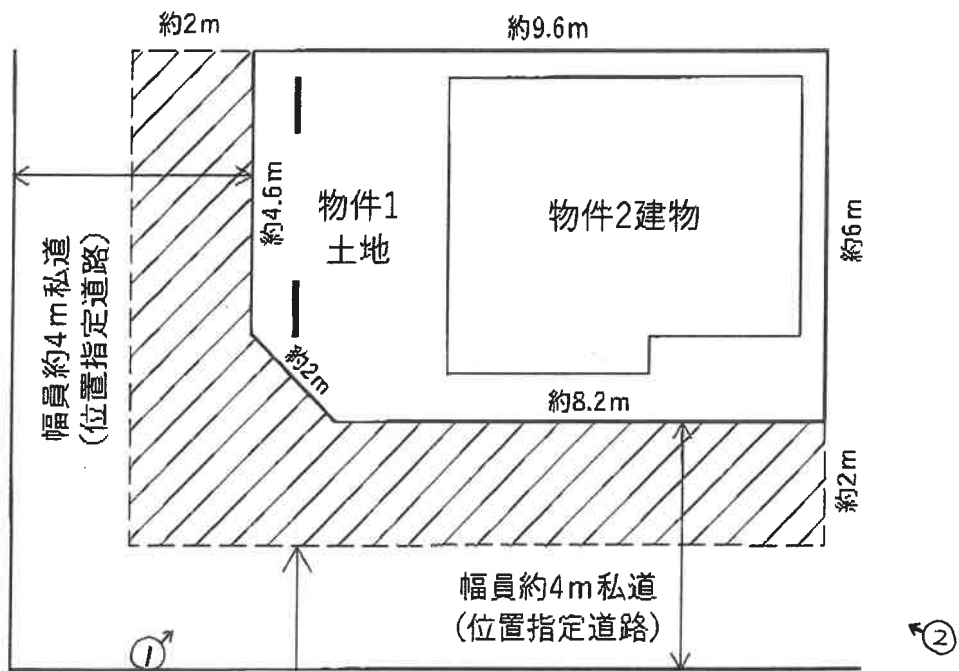
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年1月13日 16:00-16:05	中之島図書館	物件確認
8年1月14日 12:00-12:05	大阪法務局 枚方出張所	公図等調査
8年1月15日 11:55-12:05	物件所在地	物件及び占有確認、照会文書を玄関扉に差込み
8年1月15日 12:25-12:35	寝屋川市役所	道路等調査
8年1月15日 13:20-13:45	寝屋川市 サービスゲート	課税関係調査
8年1月16日	執行官室	ライフライン調査
8年1月21日 10:45-10:50	物件所在地	在宅要請書投函
8年1月28日 13:40-14:15	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年1月28日 目的物件は不在（空き家）で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)



土地建物位置関係図

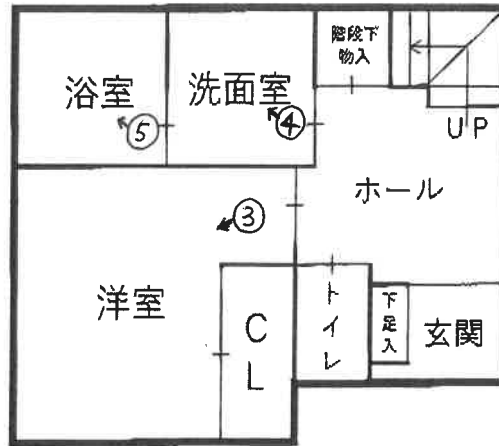


道路負担部分 (斜線部分)
約36.2㎡

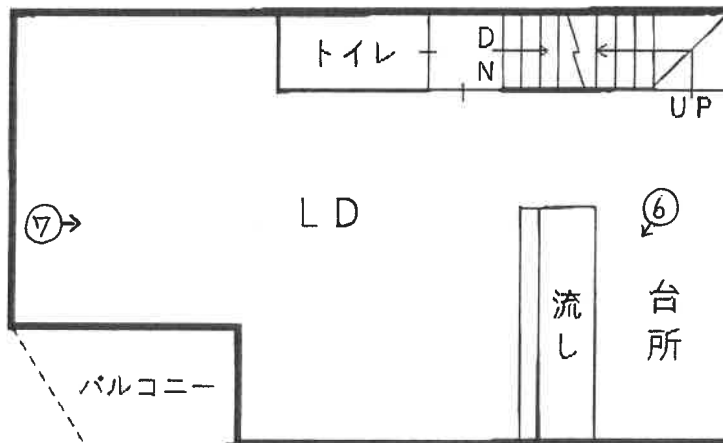
(検尺は概測である)

(←○ 写真撮影位置・方向)

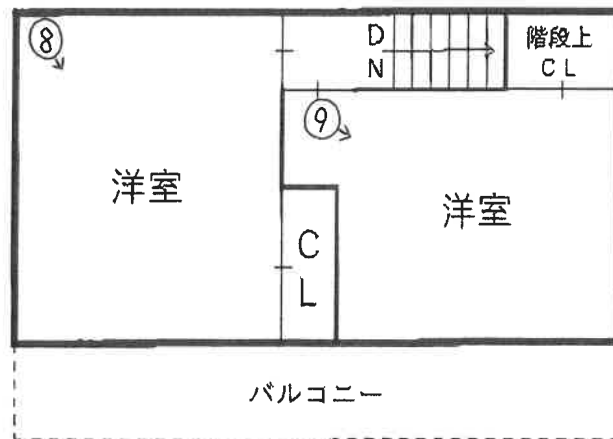
間取略図



1階



2階



3階

(8 枚目)

(←○写真撮影位置・方向)

1 目的建物



2



(9 枚目)

3



4



(10 枚目)

5



6



(// 枚目)

7



8



(12 枚目)



令和7年(又)第260号
令和8年1月28日 現地調査
令和8年2月25日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

高橋 洋子 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 13,540,000円	
内 訳 価 格	
物件1	金 3,980,000円
物件2	金 9,560,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項参照
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	建物図面を基に現地概測したところ、現況と登記は概ね符合するものと思われる。
番号	特記事項		
1	<p>1. 地積測量図、建物図面及び建築計画概要書を基に現地概測したところ、現況と登記は概ね符合するものと思われる。但し、現地には境界を示す標識等が揃っておらず、地積測量図が残地計算で作製年月日も古いことから、正確には専門家による測量を要する。</p> <p>2. 目的土地は目的建物の敷地として利用されている外、南側及び西側接面道路に係る道路負担部分（概測約36.2㎡）が存する。</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	京阪本線 寝屋川市駅 南東方 道路距離 約1,700m (別添「位置図」参照) 京阪バス 大成町停留所 北東方 道路距離 約700m	
付近の状況	小規模一般住宅を中心とする住宅地域。地域に特段の変動要因は認められず、当面現況を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	埋蔵文化財包蔵地（讃良郡条里遺跡）、宅地造成工事等規制区域等
画地条件	規模	89.54㎡ (有効宅地部分：約53.34㎡、道路負担部分 約36.2㎡)
	形状	略長方形
	間口・奥行	間口（南）：約9.6m・奥行：約6.0m
	高低差等	概ね等高
接面道路の状況	南側	幅員約4m私道（建築基準法第42条第1項第5号）
	西側	幅員約4m私道（建築基準法第42条第1項第5号）
	接道状況	角地
土地の利用状況等	現況	住宅の敷地
	東側	住宅
	西側	道路
	南側	道路
	北側	空地
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	旧住宅地図によると、昭和41年～昭和47年は白地、昭和49年からは住宅の敷地として使用されていた形跡が認められた。また、建物閉鎖登記によると、木造2階建の居宅が昭和47年に新築され、平成29年取壊しを原因として平成30年に閉鎖されていた。現在、目的土地周辺に、土壌汚染対策法上の要措置区域等は存しないが、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	1. 上記画地条件の形状、間口・奥行、高低差等、接面道路の状況、土地の利用状況等は、物件1土地の有効宅地部分) について判定した。 2. 物件1土地に引き込まれている上水道の引込管は、北側隣接地との共有管から分岐したものであり、再建築等の際には、上水道本管に接続する単独の引込管の新設が必要となる可能性がある。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 (登記記載)	平成30年10月23日新築
	経過年数	約7年
	経済的残存耐用年数	約18年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレートぶき
	外 壁	サイディング等
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング, クッションフロア等
	設 備	電気設備, 給湯設備, 給排水設備等
	その他	特になし
床面積（現況）	延92.49㎡ 増築は認められず, 現況と登記数量は同じである。	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	居宅
	間 取	3LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	経年等による汚損, 劣化が認められた。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおりである。	
特 記 事 項	<p>1. 建築確認（有）・検査済証（有）</p> <p>2. 目的建物について, 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ, 現地調査を行った結果, アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお, アスベスト使用の詳細については, 専門調査機関の分析調査を要する。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格等 (円) (千円未満四捨五入) カ (ア×イ×ウ×エ×オ)
1 (有効宅地部分)	110,000	1.04	約53.34	0.90	5,492,000
1 (道路負担部分)	110,000	0.05	約36.2	—	199,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 寝屋川-14

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 124,000\text{円}/\text{m}^2 & \times & 101.1/100 & \times & 100/104 & \times & 100/110 & = & 110,000\text{円}/\text{m}^2 \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位 (※1)	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.04	1.00	1.00	1.00	1.04

(※1) 方位

◇地域格差：	街路 (※2)	接近 (※3)	環境 (※4)	行政	総合 (相乗積)
	1.01	0.99	1.10	1.00	1.10

(※2) 幅員 (※3) 駅距離 (※4) 周辺状況

イ 個別格差：	接面・方位 (※5)	規模	形状	その他 (※6)	総合 (相乗積)
(有効宅地部分)	1.06	1.00	1.00	0.98	1.04

(※5) 方位 +4, 角地 +2

(※6) 下水道等管理状況

イ 個別格差：	道路等価値
(道路負担部分)	0.05

ウ 地積： 道路負担部分は概測数量，有効宅地部分は登記数量から道路負担部分の概測数量を控除した数量を採用した。

エ 建付減価： 土地と建物の適応の状態を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	200,000	92.49	0.59	10,914,000

ウ 現価率

経過年数 約7年， 観察減価 20%

経済的残存耐用年数 約18年， 残価率 5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し，現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数約18年} / (\text{経過年数約7年} + \text{経済的残存耐用年数約18年}) \} \times (1 - 0.2)$$

$$= 0.59$$

※ 観察減価は，築浅の中古建物に係る市場の特性等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、物件2については備忘価格を採用した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) (1①カ) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1 (有効宅地部分)	5,492,000	0.50	法定地上権	2,746,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ)×ウ×エ×オ-カ]
1	5,691,000	—		1.00	0.70		3,980,000
2	10,914,000	+ 2,746,000	1.00	1.00	0.70	0	9,560,000
一括価格 (合計)							13,540,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件の場合不要。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 寝屋川-14

所 在 : 寝屋川市楠根南町938番57「楠根南町3-9」
価 格 : 124,000円/m²
位 置 : 京阪本線 寝屋川市駅 南東方約1,900m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 77m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南側4.7m市道
用途指定等 : 準工業地域 (建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域
地域の概要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 6,298,064円 (土地)
物件2 : 6,318,523円 (建物)

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

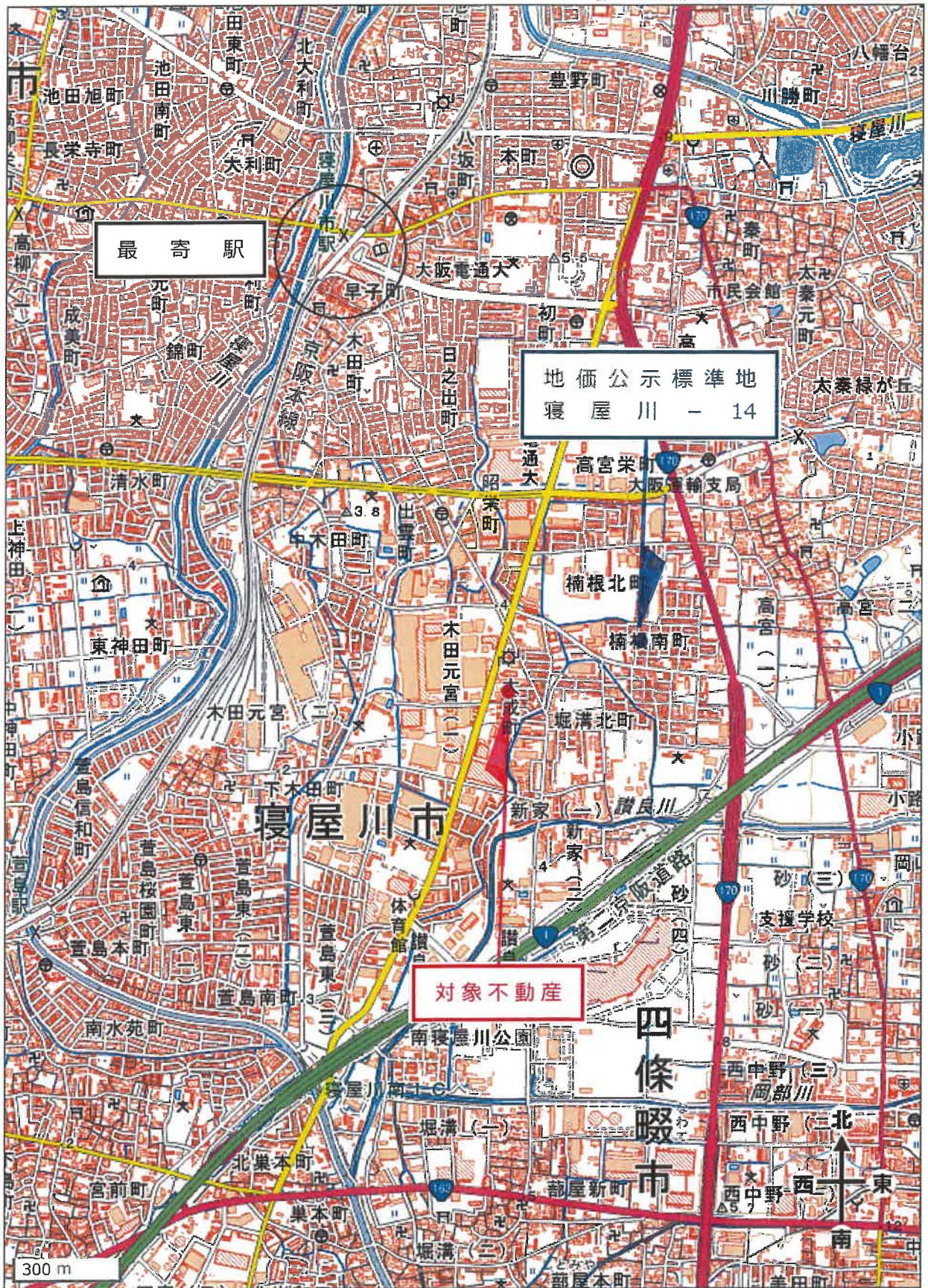
以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 寢屋川市大成町 |
| | 地 番 | 285番40 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 89.54平方メートル |
| 2 | 所 在 | 寢屋川市大成町285番地40 |
| | 家屋 番号 | 285番40の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 26.61平方メートル
2階 37.80平方メートル
3階 28.08平方メートル |



位置図



地理院地図

291-3
291-4 291-5



地番区域見出
大成町
木田元宮1丁目

請求部	所在	寝屋川市大成町		地番	285番40			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

公 図 写
(原 図 縮 小)

登記年月日：昭和46年8月20日

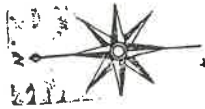
187106 前 285-40 後 新

地番	Z85~40, ~48
土地の所在	浪屋川市 赤木田 大成町

地積測量図

11.8.20

昭和四八年八月七日	作製年月日
作製者	[Redacted]
申請人	[Redacted]



285~40 35.70 = 89.5458㎡
 ~48 1/2 (4.62 + 4.56) / 2.38 = 56.8242㎡
 計 = 146.3700㎡

縮尺 1/400

地積測量図写
(原図縮小)

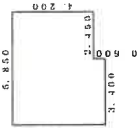
登記年月日：平成30年10月24日

各階平面図 建物図面 各階平面図

家屋番号 285番40の2

建築物の所在 寝屋川市大成町285番地40

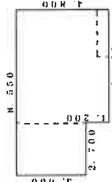
1階



求積表

5.850 x 4.200	=	24.570000
3.400 x 0.800	=	2.720000
合計		26.610000
床面積		26.61㎡

2階



求積表

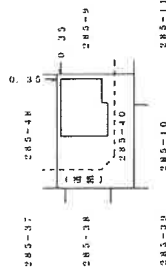
8.550 x 3.600	=	30.780000
5.850 x 1.200	=	7.020000
合計		37.800000
床面積		37.80㎡

3階



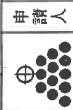
求積表

7.200 x 3.900	=	28.080000
床面積		28.08㎡



作成者

縮尺 1/250



申請人



縮尺 1/500

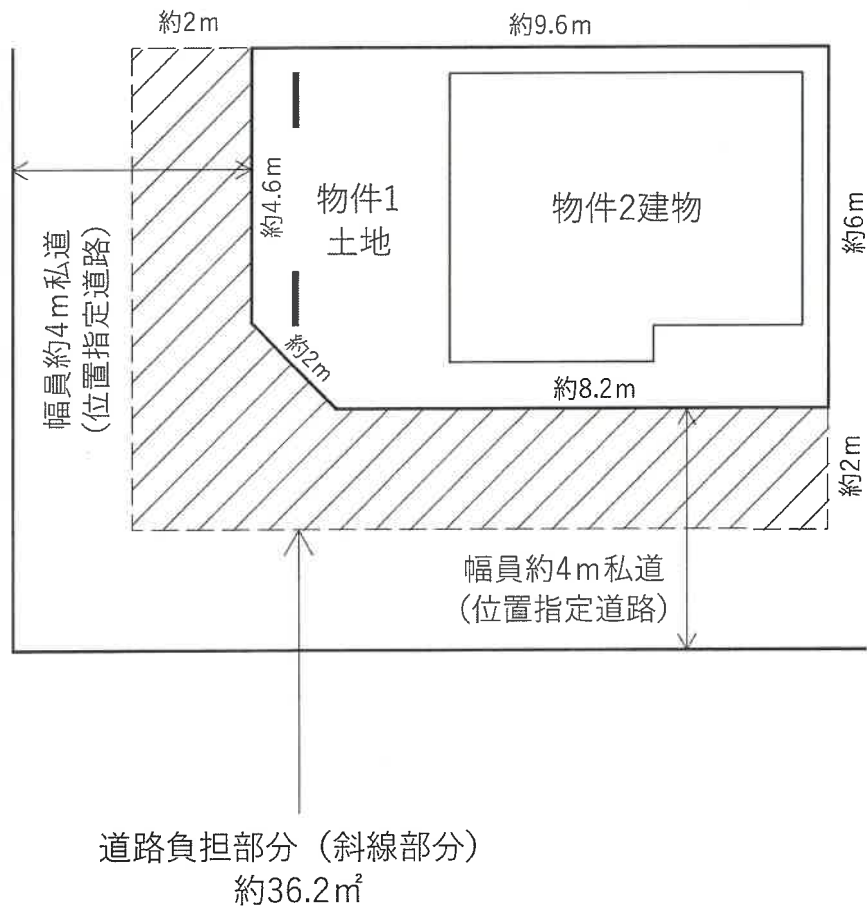
平成 30年 10月 23日作成

(大阪土地家屋調査士会)

建物図面・各階平面図写
(原図縮小)

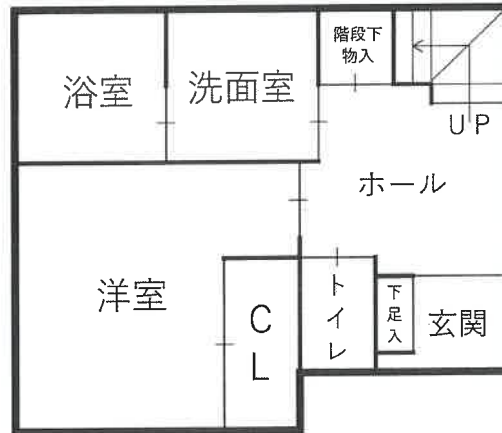


土地建物位置関係図

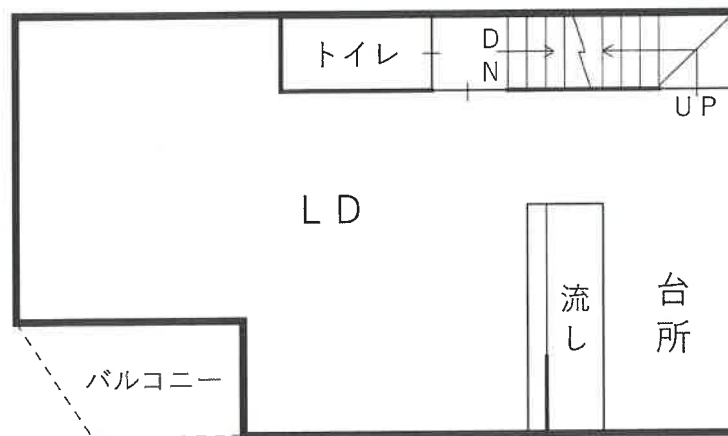


R7又260

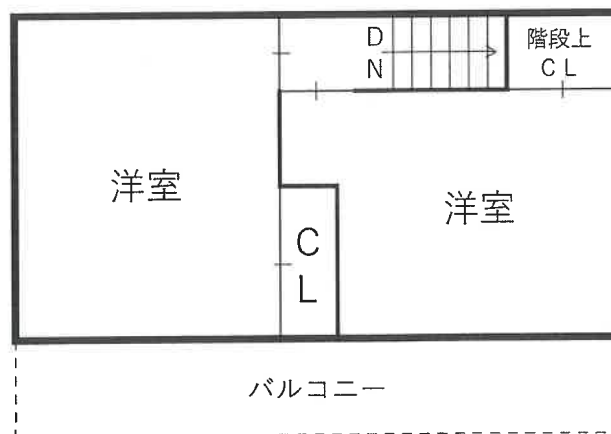
間取略図



1階



2階



3階